

## 入札等の実施について（工事請負編）

平成29年4月 川崎市財政局資産管理部契約課

### 1 対象案件

財政局契約課で行う工事請負契約は、予定価格250万円以下の原型復旧工事を除いた全ての工事請負契約が対象となります。

### 2 一般競争入札について

#### (1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1千万円以上の案件について実施します。

#### (2) 入札案件の公表

ア 入札情報かわさきで公表します。公表日は次のとおりです。

なお、入札公表の日が休庁日の時は、次の開庁日に入札情報かわさきで公表します。

入札公表日	対象案件	担当係
毎週月曜日	市長部局の入札で下記の業種 業種：土木・舗装・造園・しゅんせつ・道路公園 センター発注の塗装及びとび土工	土木契約係 200-2098 2099 3116
毎週火曜日	上下水道局に係る全ての業種	土木契約係 建築契約係
毎週水曜日	市長部局の入札で下記の業種 業種：建築・電気・空調衛生・鋼構造物・機械・ とび土工（道路公園センター以外）、解体等の工事	建築契約係 200-2100 2101

イ 交通局・病院局の工事請負に関する入札の公表については、随時各々の局のホームページで公表します。各々の局のホームページは、入札情報かわさきよりリンクが貼ってありますので御利用ください。

○交通局入札情報

<http://www.city.kawasaki.jp/820/category/8-5-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

○病院局入札情報

<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

ウ 入札公表を行った業種・ランクに登録のある市内業者には、電子メールで情報

提供します。

### (3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用 I C カードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず入札情報かわさきに掲載している電子入札運用基準を御確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

### (4) 見積用設計図書（以下「設計図書類」という。）の取得

設計図書類の電子化実施対象案件については、ダウンロードにより取得することができます。取得方法については、入札情報かわさきの見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアルを御覧ください。

一部の一般競争入札案件については、入札情報かわさきに掲載されている入札公表詳細内の案件固有書類へのリンクから、設計図書類がダウンロードできません。

電子化対象以外の案件については、原則として有償となりますので、公表日から参加申込の締切日までの間に、入札公表詳細の「仕様書等配布場所」にて指定された業者に設計図書類の購入申込を F A X で行い、店頭受取り又は宅配で代金等と引き換えに引渡を受けてください。設計図書類を購入していない場合は、その案件についての入札を無効とします。

なお、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、入札が中止された場合は、参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限りません。

### (5) 配置予定技術者について

建設業法に基づき、技術者の配置を求めます。配置予定技術者届等の提出については、落札候補者の最終的な入札参加資格確認時に行います。

落札候補者となったにも係らず、「正当な理由」なく技術者を配置できずに契約を締結できないときは、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱別表第 2 第 1 5 号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となる場合がありますので、十分ご注意ください。

（同一入札日となる複数の案件に入札し、そのいずれかが技術者の専任配置を求める場合に、複数案件の落札候補者となり、専任の技術者を配置することで他の案件に配置する技術者がいない場合は、「正当な理由」にあたらぬので十分ご注意ください。）

※ 配置予定技術者に関する取り扱いについては、入札情報かわさきに掲載している技術者の配置における事務取扱要領を参照してください。

※ 配置予定技術者届等の提出は、原則として落札候補者への電話連絡の翌日の正午までに提出してください。

#### (6) 入札参加資格の確認通知

一般競争入札に参加申込みをした者には、指名停止等、地域要件、入札参加資格で示された川崎市工事請負有資格業者名簿の該当業種（及び種目）への登録がなされていることを確認し、資格確認通知を交付します。審査の結果、資格がないとされた方は入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(9) 落札者の決定」のとおりです。

#### (7) 電子入札システムを利用した質問回答機能について

財政局契約課が発注する一般競争入札において、電子入札システムにて質問回答を実施します。入札参加申込者は、電子入札システムにおける質問回答機能により、質問受付締切日までに質問を入力してください。質問回答日に業者登録システムの仕様書等ダウンロードから回答をダウンロードできます。質問回答機能の取扱等については、入札情報かわさきのダウンロードコーナー内の財政局または上下水道局の入札参加手続関係にそれぞれ掲載している電子入札システム質問回答機能操作方法を御覧ください。

また、入札の条件として、当初に配布する仕様書・設計図書等のほか、入札参加者からの質問に対する回答を含め、十分に確認の上、入札してください。

なお、質問がない場合は掲載いたしません。

#### (8) 設計積算への疑義申立て

開札後、設計積算への疑義申立期間があり、申立ての結果、入札を中止する場合がありますので、予定価格の範囲内に有効な入札があることを確認後、ただしに落札決定は行わず、疑義申立期間中は入札手続を保留します。申立てが無かった場合、原則、入札保留から3日後に事後審査を再開したのち落札決定し、通知及び入札情報かわさきで公表を行います。

(後記「12 開札後の積算疑義申立てについて」を合わせてご覧ください。)

#### (9) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者又は総合評価方式の入札において最高の点数を獲得した者について、入札参加申込時にさかのぼって入札参加資格について審査し、落札を決定します。審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者又は点数の高い入札者について同様の審査を実施します。

#### (10) 電子くじ

開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした事業者が2者以上あった

場合、電子くじによって落札候補者を決定します。

詳細は、入札情報かわさきに掲載している電子入札運用基準を御覧ください。

#### (11) 類似工事施工実績の審査

類似業務委託実績を有することを入札参加資格とする案件については、開札後落札候補者に電話連絡をし、設計担当部署にて類似工事施工実績の審査を受けます。審査の結果、類似業務委託実績を有していることが確認できた場合に落札決定しますが、実績がない場合は当該入札を無効とし、順次同様の審査を行います。

### 3 総合評価方式一般競争入札について

原則として、予定価格（税込）1億8,000万円以上（業種「建築」については3億5,000万円以上、上下水道局発注工事については2億5,000万円以上）の工事については総合評価方式一般競争入札を行います。

なお、対象工事であっても特別な事由により総合評価方式によることが適当でない場合は、通常的一般競争入札を行うこととします。また、予定価格が対象に達しない工事であっても、総合評価方式によることが適当であると考えられる場合は、総合評価方式によることとします。

### 4 解体工事の発注について

建設業法に業種「解体」が新設されましたが、平成31年5月末までは法施行日時点できとび・土工工事業の許可を受けて解体工事を営んでいる建設業者は、解体工事を施工することができるとされています。川崎市では、平成29年度の契約案件から、入札参加有資格者名簿の登録業種「解体」に登録があることを入札参加資格としていますが、建設業許可及び配置予定技術者資格について「とび・土工」で書類の提出があった場合、許可証、監理技術者資格者証が平成28年5月までに取得したものであることを確認できないときには、以下の方法で確認することとします。

なお、法施行日時点できとび・土工の許可を受けていたことを証明できる書類を提出できる場合には、当該書類により確認します。

①建設業許可は、経営事項審査の総合評定値通知書の経過措置欄に点数が入っていることを確認します。

②配置予定技術者は、監理技術者としては、通常は、資格者証、講習終了証で確認しますが、平成28年5月までに取得したものであることを確認できないときには、技術検定の合格証明書の交付日を確認します。

また、業種「解体」の工事成績点の集計については、平成29年度からは、平成28年

度までの案件の「とび・土工」と平成29年度案件の「解体」を集計します。

## 5 主観評価項目制度の運用について

平成29年度においても、同制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会貢献への意欲を高める」ため、制度を利用した一般競争入札の拡大に努めております。

主観評価項目点と工事成績評点の組み合わせた入札についても引き続き実施します。

一般競争入札においては、災害時協力体制を締結していることを入札参加条件とする入札を実施します。

また、指名競争入札においては、業種「土木」ランク「D」、業種「舗装」ランク「C」の入札について、市域を川崎区、幸区及び中原区の南部と高津区、宮前区、多摩区及び麻生区の北部に分け、災害時協力体制を締結していることを指名選定条件とする入札の試行を継続実施します。

なお、工事成績評定点については、上下水道局、交通局及び病院局において契約し履行を完了した工事についても集計の対象とすることとしています。

## 6 地域要件を参加条件とした入札について

迅速な対応を求められる工事などについては、本社所在地などの地域要件を参加条件とした入札を引き続き実施します。

## 7 総合評定値を入札参加条件とする試行の実施について

業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」の工事において、経営事項審査結果通知書の総合評定値を入札参加条件とする一般競争入札を平成29年度も引き続き試行します。

## 8 工事積算内訳書について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下、「入契法」という。）の改正に伴い、平成27年4月1日以降の公告、指名通知する工事請負契約案件から、ダンピング受注の防止等のための措置として、事業者は、入札の際に、入札金額にかかわらず、その金額の内訳を記載した書類（以下、「積算内訳書」という。）を提出することとなりました。（入契法第12条）

### （1）積算内訳書の提出

公告、指名通知する工事請負契約の競争入札（再度入札も同じ）の際には、入札金額を問わずに、「積算内訳書」を添付しなければなりません。

「積算内訳書」の添付がない場合は、原則として当該入札者の入札を無効とします。

また、「積算内訳書」の記載が、次に掲げる場合に該当したときは、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とします。

- ア 入札書の提出者名に誤記がある場合
- イ 工事件名に誤記がある場合
- ウ 入札金額と積算内訳書の総額に著しい相違がある場合
- エ その他積算内容に不備がある場合

## (2) 添付方法

発注者が用意したエクセルファイルで作成の「積算内訳書」に必要事項を入力し、電子入札の「入札書」画面において、積算内訳書を添付してください。添付できるファイルはエクセル又はPDFのみとなります。

## (3) 注意事項

- ア 入札が低入札価格調査対象となった場合、失格基準の適用については、この積算内訳書の金額により判断します。
- イ 電子入札により入札を行う場合は、電子入札に積算内訳書を添付してください。紙による入札の場合は、入札書と一緒に封印のうえ提出してください。
- ウ 入札金額は、積算内訳書の合計金額と同一価格としてください。
- エ 積算内訳書に不正行為が認められたときは、当該入札を無効とするほか、指名停止等の措置を行う場合があります。
- オ 積算内訳書は、本市が作成した様式をそのまま使用してください。
- カ 「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。ダウンロードできない方については、契約課で配布します。
- キ 初度の入札で落札候補者が決定せず、再度入札を行う場合にも、その入札金額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、電子入札システム又は持参にて提出してください。

## 9 低入札価格調査について

### (1) 対象

WTO政府調達協定工事、総合評価落札方式による工事及び「特殊な工事」には、低入札価格調査基準を設定し、落札候補者の入札金額がその基準を下回る場合には、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか調査を行います。

### (2) 低入札価格調査基準

低入札価格調査基準（以下、「調査基準」といいます。）は、工事案件ごとに予定価格の80%～95%の範囲で設定します。調査基準は落札決定後公表しま

す。

※調査基準は原則として、[直接工事費の100%] + [共通仮設費の90%] + [現場管理費の90%] + [一般管理費の55%] で算出した額を基準に設定します。

※工事の性質上、前記算出式により難しいものについては、予定価格の80%～95%の範囲内で適宜設定します。

### (3) 失格基準

低入札価格調査基準を設定した、WTO政府調達協定対象契約又は「特殊な工事」以外の工事について、一定の基準金額以下の入札を無効とする「失格基準」を設けます。

失格基準は、入札時に提出された積算内訳書において、[直接工事費の90%]、[共通仮設費の81%]、[現場管理費の81%]、[一般管理費の49%]のいずれか一つでも下回った場合及び次の費用が計上されている場合については、その基準を満たしていない者の入札を失格とします。

ア スクラップ等の売払い収入が減額積算計上の場合は、90分の100の額を超えた者

イ 業務委託料の100分の60の額を下回った者

※調査基準の取扱いについては、入札情報かわさきに掲載している川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領及び川崎市建設工事低入札価格調査運用指針を御覧ください。

※「特殊な工事」＝プラント工事、入札時VE方式、設計施工一括方式及び性能発注方式による予定価格（税込）6億円以上の工事です。

## 10 最低制限価格について

予定価格（税込）100万円以上の入札で、WTO政府調達協定工事、総合評価落札方式及び「特殊な工事」以外の工事には、最低制限価格を設定し、それを下回る金額の入札は無効とします。

最低制限価格は、工事案件ごとに予定価格の80%～95%の範囲で設定します。最低制限価格は落札決定後公表とします。

※最低制限価格は原則として、[直接工事費の100%] + [共通仮設費の90%] + [現場管理費の90%] + [一般管理費の55%] で算出した額を基準に設定します。

※工事の性質上、前記算出式により難しいものについては、予定価格の80%～95%の範囲内で適宜設定します。

※最低制限価格設定の取扱いについては、入札情報かわさきに掲載している川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱及び最低制限価格設定に係る運用指針を

御覧ください。

## 1.1 開札後の積算疑義申立てについて

工事の設計の誤りについては、入札の公正を損なう恐れがあり、その事後処理について入札者、発注者の負担は大きく、結果として市民生活に与える影響も少なくありません。

本市は、発生する設計の誤りに対する対応するため、「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を定めています。

この制度は落札者を決定する前に、金額入り設計書を入札参加者が閲覧することができ、その設計書の積算上の疑義について申立てができる制度です。

当該設計書に誤りがあった場合は、誤りの内容により、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その入札を中止しなければ適切な契約とならない時は入札を中止します。

この制度の詳細については、入札情報かわさきに掲載している工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱を御覧ください。

## 1.2 その他

### (1) 混合入札の実施について

入札不調等、必要に応じて単体企業と共同企業体との混合による入札を実施する場合があります。

### (2) 予定価格等の公表について

財政局契約課で執行する工事請負の競争入札においては、落札者の決定後に予定価格、最低制限価格、低入札調査基準価格、入札参加者、入札金額等を公表します。

落札結果は、財政局と上下水道局については、落札決定後、入札情報かわさきに掲載している「入札情報 工事 落札結果」において公表します。

交通局と病院局については、各々の局のホームページで公表します。

### (3) 現場代理人について

#### ① 現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人の常駐義務を課している工事の一部について、次の条件を全て満たす工事について、合計で2件まで兼任を認めます。

ア 監督部署が同一であるもの

イ 次のいずれかの条件を満たす工事

(ア) 予定価格（税込）が3,500万円未満であり、工事件名あるいは履行場所に『管内』、『区内』、『区一円』、『市内』及び『市一円』の用語が含まれている等、工事場所が住所・地番・特定施設名等で特定されていない工事

(イ) 予定価格(税込)が1,000万円未満であり、履行場所が特定されている工事

ウ 本取扱いの対象である旨明示されているもの

② 昇降機設備工事における現場代理人の常駐義務の緩和

昇降機設備工事で工場製作のみが行われている期間について、特に監督員が認める期間は、件数、金額及び監督部署による制限はなく、兼任することができます。なお、対象工事については、「入札のお知らせ」等にその旨を明示しています。

③ 営業所の専任技術者と現場代理人について

営業所における専任の技術者(建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号により営業所ごとに置く専任の者)は、工事現場に常駐を義務づけられる現場代理人となることはできませんので、現場代理人届を工事監督員に提出される際には御注意ください。

(4) 法令等で必要な手続きについて

建設業許可、経営事項審査の受審、監理技術者資格取得手続き等、法令で定められた必要な手続き、資格等を取得していない場合、入札参加資格を失うことになります。

開札後、入札参加資格の確認で無効、失格とならないように必要な手続きを怠らないようにしてください。